

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年1月18日 10時00分ごろ
発生場所	静岡県静岡市用宗漁港 ^{もちむね} 東北東方沖 用宗港沖西防波堤東灯台から真方位062°3.5海里付近 (概位 北緯34°56.8' 東経138°26.2')
事故の概要	押船第二十一 ^{せいわ} 静和丸は、クレーン台船第二十 ^{せいわ} 静和丸と押船列を構成して消波ブロックの据え付け作業中、第二十静和丸が消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年6月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第二十一静和丸、19トン 282-16674 静岡、静和工業株式会社 B クレーン台船 第二十静和丸、全長53.0m なし、静和工業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約6m/s、視界 良好 海象：うねり 波向東、波高約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A 船は、船長ほか4人が乗り組み、B 船の船尾凹部に船首部を結合して押船列（以下「A 船押船列」という。）を構成し、用宗漁港東北東方沖で船首を北方に向けて錨泊し、クレーンを使用しながら消波ブロックの据え付け作業中、B 船の船底が海底にあった消波ブロックに乗り揚げた。 A 船押船列は、自力で離礁して静岡県焼津市焼津港に帰航した。 船長は、本事故発生時の約6か月前の水中ドローン及び約1週間前の潜水土による海底の調査で、本事故発生場所付近は底質が砂利で障害物がないことを確認していた。 船長は、本事故発生場所付近の底質が砂利なので、海底に船底が接触したとしても問題ないと思って据え付け作業を行っていた。 船長は、海底の調査の際、消波ブロックが砂利で覆われて確認できなかったのではないかと本事故後に思った。 B 船の喫水は、船首約2.1m、船尾約2.6mであった。
分析	A 船押船列は、消波ブロックの据え付け作業中、船長が、底質が砂利なので海底に船底が接触しても問題ないと思って作業を続けたこと

	から、作業前の調査で砂利に覆われて確認できなかった消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A 船押船列が、消波ブロックの据え付け作業中、船長が、底質が砂利なので海底に船底が接触しても問題ないと思って作業を続けたため、作業前の調査で砂利に覆われて確認できなかった消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水深の浅い場所で作業を行う船舶の船長は、砂利に覆われている消波ブロック等の障害物が海底に存在する場合があるので、海底の状況を確認しながら作業を行うこと。